

表 2 - 2 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設

No.	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模
1	ボイラー	伝熱面積が10㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L／時以上
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が20 t／日以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L／時以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉及び加熱炉	原料の処理能力が1 t／時以上
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉、転炉及び平炉	
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉	火格子面積が1㎡以上であるか、羽口面断面積が0.5㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L／時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコーラタール製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が200kg／時以上
8-2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算6L／時以上
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L／時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉及び直火炉	
11	乾燥炉	
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000kVA以上
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2㎡以上であるか、又は焼却能力が200kg／時以上
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が0.5 t／時以上であるか、火格子面積が0.5㎡以上であるか、羽口面断面積が0.2㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算20L／時以上
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1㎡以上
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素の処理能力が50kg／時以上
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算3L／時以上
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設	原料として使用する塩素の処理能力が50kg／時以上
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が30kA以上
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が80kg／時以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L／時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設	伝熱面積が10㎡以上であるか、又はポンプの動力が1 kW以上
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が80kg／時以上であるか、火格子面積が1㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L／時以上
24	鉛の第2次精錬又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算10L／時以上であるか、又は変圧器の定格容量が40kVA以上
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4L／時以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4L／時以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が100 kg／時以上
28	コークス炉	原料の処理能力が20 t／日以上
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算50L／時以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算35L／時以上
32	ガソリン機関	